

別表第7 解体用機械

7.1 油圧ブレーカ

検査対象の構造及び装置		検査方法	判定基準	
7.1.1 原動機	ディーゼルエンジン		別表第1の「1.1.1 ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
7.1.2 動力伝達装置			別表第3の「3.1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（クローラ式のものに限る。）」又は「3.2 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
7.1.3 走行装置				
7.1.4 操縦装置				
7.1.5 制動装置				
7.1.6 作業装置	(1) ブレーカ本体	a ブレーカ上部	<p>① 封入ガス圧力を調べる。 異常がある場合は、石けん水等を用いてガス漏れの有無を調べる。</p> <p>② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>① 封入ガス圧力が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。</p> <p>② 緩み及び脱落がないこと。</p>
		b シリンダー	<p>① 油漏れの有無を調べる。</p> <p>② ピン穴部の亀裂及びブラケットはめ合い部の摩耗の有無を調べる。</p> <p>③ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>① 油漏れがないこと。</p> <p>② 亀裂及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>③ 緩み及び脱落がないこと。</p>
		c ブレーカ下部	<p>① 亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>③ チゼルしゅう動部のブッシュの摩耗量を調べる。</p> <p>④ チゼルしゅう動部からの油漏れの有無を調べる。</p> <p>⑤ チゼルしゅう動部の給脂状態を調べる。</p>	<p>① 亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>② 緩み及び脱落がないこと。</p> <p>③ 摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。</p> <p>④ 著しい油漏れがないこと。</p> <p>⑤ 給脂が十分であること。</p>
		d アキュムレーター	<p>① ブレーカを作動させ、ホースの異常な振れ、打撃のむら打ち、異音その他異常の有無を調べる。</p> <p>② 接続部からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>① ホースの異常な振れ、打撃のむら打ち、異音その他異常がないこと。</p> <p>② 油漏れがないこと。</p>
		e チゼル保持ピン	亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
		f チゼル保持ピン用抜け止めピン	亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。

	g チゼル	破碎先端部、本体との間のしゅう動部、打撃受け面その他の部分の亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
(2) ブラケット等	a ブラケット	① 亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	① 亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
		② 取付けピン及びブッシュの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	② 亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
		③ ピンシールの損傷の有無を調べる。	③ 損傷がないこと。
		④ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	④ 緩み及び脱落がないこと。
	b 緩衝材	防振ゴムその他の緩衝材の金具、ゴム及び合成樹脂の亀裂、摩耗及び劣化の有無を調べる。	亀裂、著しい摩耗及び劣化がないこと。
(3) ブーム等	a ブーム、アーム及びリンク	別表第3の「3.1.4 作業装置」の「(1) ブーム、アーム、バケット及びリンク」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	b 散水配管	① 亀裂、ひび割れその他損傷、劣化及びねじれの有無を調べる。	① 亀裂、ひび割れその他損傷、劣化及びねじれがないこと。
		② 取付け状態並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	② 取付け状態が適正で、かつ、ボルト及びナットの緩み及び脱落がないこと。
7.1.7 油圧装置	(1) 作動油タンク (2) フィルター (3) 配管（ホース類、高压パイプに限る。） (4) 油圧ポンプ (5) 油圧モーター (6) 油圧シリンダー（作業機用、アウトリガー用に限る。） (7) 方向制御弁 (8) 電磁弁 (9) 圧力制御弁 (10) 流量制御弁 (11) 逆止め弁（起伏装置用、伸縮装置用を含む。） (12) 回転継手 (13) オイルクーラー	別表第1の「1.2 油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
7.1.8 操作装置	操作レバー等	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
7.1.9 安全装置 7.1.10 車体関係	(1) 作業範囲規制装置	① 作業装置を作動させ、自動停止装置及び警報装置の作動の適否を調べる。 ② 各機器の損傷の有無を調べる。 ③ ケーブル及びコードの損傷及び断線の有無並びに絶縁の状態を調べる。	① 正常に作動すること。 ② 損傷がないこと。 ③ 損傷及び断線がなく、かつ、絶縁が良好であること。

		<p>④ ケーブル及びコードの接続部及び端子部のカバーを開けて、腐食、焼損及び緩みの有無を調べる。</p> <p>⑤ 取付け状態を調べる。</p>	<p>④ 腐食、焼損及び緩みがないこと。</p> <p>⑤ 取付け状態が適正であること。</p>
(2) 水準器		<p>① 水準器の作動の適否を調べる。</p> <p>② 損傷の有無及び取付け状態を調べる。</p>	<p>① 正常に作動すること。</p> <p>② 損傷がなく、かつ、取付け状態が適正であること。</p>
(3) 角度計		<p>① 起伏角度の範囲内で起伏操作を行い、作動の適否を調べる。</p> <p>② 角度計の損傷の有無及び目盛等の鮮明度を調べる。</p> <p>③ 取付け状態を調べる。</p>	<p>① 正常に作動すること。</p> <p>② 損傷がなく、かつ、目盛等が鮮明であること。</p> <p>③ 取付け状態が適正であること。</p>
(4) 下部架台フレーム及びブラケット（クローラフレームを含む。）		別表第1の「1.4 下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
(5) アウトリガー	a ビーム、ビームボックス及びフロート（ホイール式のものに限る。） b ロック及びロックピン等（ホイール式のものに限る。）	別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
(6) 旋回フレーム及びブラケット (7) 旋回ベアリング及び旋回ギヤ (8) 旋回減速機 (9) 旋回ロック (10) ペダルロック及びレバーロック (11) キャブ（ヘッドガードを含む。）	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
(12) 飛来物防護設備	<p>亀裂、変形及び腐食の有無を調べる。</p> <p>亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。</p>		亀裂、著しい変形及び腐食がないこと。

(13) カウンターウェイ ト (14) 座席 (15) シートベルト (16) 昇降設備及び滑り 止め (17) 表示板 (18) スイッチ類及び灯 火類（灯火装置、警 報装置、方向指示器 、窓拭き器、デフロ スターを含む。） (19) 計器類（油圧計、 空圧計、電流計、燃 料計、油温計、水温 計、表示灯を含む。 ） (20) 後写鏡及び反射鏡	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。 。
(21) 純油脂	別表第2の「2.1 ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ 式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。
7.1.11 総合テスト	走行及び各作業装置の操作を行い 、機能することを確認し、異常振動 、異音及び異常発熱の有無を調べる 。 各装置が正常に機能し、かつ、異 常振動、異音及び異常発熱がないこ と。

7.2 空圧ブレーカ

検査対象の構造及び装置		検査方法	判定基準
7.2.1 原動機	ディーゼルエンジン	別表第1の「1.1.1 ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
7.2.2 動力伝達装置	別表第3の「3.1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（クローラ式のものに限る。）」又は「3.2 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
7.2.3 走行装置			
7.2.4 操縦装置			
7.2.5 制動装置			
7.2.6 作業装置	(1) ブレーカ本体	a ブレーカ上部	<p>① 接続部の緩みの有無を調べる。</p> <p>② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>
		b シリンダー	<p>① ピン穴部の亀裂及びブラケットはめ合い部の摩耗の有無を調べる。</p> <p>② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>
		c ブレーカ下部	<p>① 亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>③ チゼルしゅう動部のブッシュの摩耗量を調べる。</p> <p>④ チゼルしゅう動部の給脂状態を調べる。</p>
		d チゼル保持ピン e チゼル保持ピン用抜け止めピン f チゼル	この表の「7.1 油圧ブレーカ」の検査方法及び判定基準を適用すること。
		(2) ブラケット	この表の「7.1 油圧ブレーカ」の検査方法及び判定基準を適用すること。
	(3) 空圧装置	a エアホース	<p>① ひび割れその他損傷及び劣化並びに継手部分の緩み及びエア漏れの有無を調べる。</p> <p>② クランプの状態を調べる。</p>
		b 操作弁	操作して作動の適否を調べる。
		c ラインオイラ一	油量及び油の汚れの有無を調べる。

(4) ブ ル ム等	a ブーム、アーム及びリンク b 散水配管	この表の「7.1 油圧ブレーカ」の検査方法及び判定基準を適用すること。 。
7.2.7 油圧装置		この表の「7.1 油圧ブレーカ」の検査方法及び判定基準を適用すること。 。
7.2.8 操作装置		
7.2.9 安全装置		
7.2.10 車体関係		
7.2.11 総合テスト	走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる 。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

7.3 鉄骨切断機、コンクリート圧碎機及び解体用つかみ機

検査対象の構造及び装置		検査方法	判定基準		
7.3.1 原動機	ディーゼルエンジン	別表第1の「1.1.1 ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。			
7.3.2 動力伝達装置	別表第3の「3.1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（クローラ式のものに限る。）又は「3.2 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。				
7.3.3 走行装置					
7.3.4 操縦装置					
7.3.5 制動装置					
7.3.6 作業装置	(1) 鉄骨切断具、コンクリート圧碎具及び解体用つかみ具	a フレーム（上部フレーム及び下部フレームに限る。）	<p>① 亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。</p> <p>② 取付けピン及びブッシュの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>③ ピンシールの損傷の有無を調べる。</p> <p>④ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>① 亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>② 亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>③ 損傷がないこと。</p> <p>④ 緩み及び脱落がないこと。</p>	
	b 旋回装置	イ 旋回ベアリング及び旋回ギヤ	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
		ロ 旋回制御器（鉄骨切断機及びコンクリート圧碎機のものに限る。）	<p>① 効き具合を調べる。</p> <p>② 旋回中の異音の有無を調べる。</p> <p>③ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>① 効き具合が適正であること。</p> <p>② 异音がないこと。</p> <p>③ 緩み及び脱落がないこと。</p>	

c 油圧装置	<p>イ 油圧モーター（旋回用に限る。） ロ 回転継手 ハ 配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ニ 油圧シリンダー（開閉用に限る。） ホ 方向制御弁 ヘ 電磁弁 ト 圧力制御弁 チ 流量制御弁</p>	別表第1の「1.2 油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
d 切断部、 圧碎部及 びつかみ部	イ 切断アーム、圧碎アーム及びつかみアーム	<p>亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。</p>	亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
	ロ カッター（鉄骨切断機及びコンクリート圧碎機のものに限る。）	<p>① 亀裂、欠け及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。</p> <p>② ボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>① 亀裂、欠け及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>② 緩み及び脱落がないこと。</p>
	ハ つかみリンク（解体用つかみ機に限る。）	<p>① 亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。</p> <p>② 取付けピン及びブシュの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>③ ピンシールの損傷の有無を調べる。</p> <p>④ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>① 亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>② 亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>③ 損傷がないこと。</p> <p>④ 緩み及び脱落がないこと。</p>
	ニ 圧碎ポイント及びつかみポイント	脱落、がた及び摩耗の有無を調べる。	脱落、がた及び著しい摩耗がないこと。

(2) ブーム等	a ブーム、アーム及びリンク b 散水配管	この表の「7.1 油圧ブレーカ」の検査方法及び判定基準を適用すること。
7.3.7 油圧装置		この表の「7.1 油圧ブレーカ」の検査方法及び判定基準を適用すること。
7.3.8 操作装置		
7.3.9 安全装置		
7.3.10 車体関係		
7.3.11 総合テスト	走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。